

司法院釈字第 455 号 (1998 年 6 月 5 日) *

争 点

人事院が休職して給与を受け取らないで軍隊に服する者の勤務年数の計算に関する通達が違憲か。
(人事行政局就留職停薪入伍者年資採認之函釋違憲?)

キーワード

公務員給与 (公務員俸給)、退職金 (退休金)、勤務年数 (服務年資)

解釈文：国家が公務員に対し給与、退職金などを与えその生活を維持する義務を負う。軍人は公務員の一種であるため、法律により退職金を受け取る権利を有し、または法律によりその軍隊での勤務年数と公務員の勤務年数とを合わせて計算したものとその退職の年数とすることができます。そのうち、軍隊での勤務年数の計算は、志願役または義務役、および公務員に就任する前に軍隊に入っていたのか、または公務員に就任した後に軍隊に入ることによって異

なってはいない。「軍人及びその家族優待条例」第三二条第一項は、「予備役に服した者が公職に転任する場合、その軍隊での勤務年数は合わせて計算すべきである」と定めている。これは、上述した趣旨に照らして憲法上の平等原則に基づいた規定である。行政院（内閣）人事行政局（人事院）六三（1974）年五月一一日（六三）局肆字第〇九六四六号函釈（通達）は、「休職して給与を受け取らないで、軍隊に服する方は軍隊から公職に転勤した後、規定

*翻訳者：王萱琳

により勤務業績を追完し、またその勤務年数を認める」と示している。それは、義務役が単に公務員に就任してから始めて公務員の退職年数に入れて併せて計算することにさせるため、上述した趣旨に合致していない。この勤務年数の計算は公務を担う者の権利に重大な影響を及ぼすため、守られるべきである。そのため、「司法院大法官審理案件法」第一七条第二項により、関連のある機関は本解釈が公布されてから一年間以内に本解釈の趣旨に基づき、直ちに法律で定めるか、または行政院が考試院と共に上述した条例の第三二条第二項による授権に照らしたうえ妥当に制定すること。

解釈理由書：国家が公務員に対し給与、退職金等を与えその生活を維持する義務を負う。軍人は公務員の一種であるため、法律により退職金を受け取る権利を有する。または法律によりその軍隊での勤務年数と公務員に就任する勤務年数とを併せて計算したものとの退職の勤務年数とすることができる。そのうち、軍隊での勤務

年数の計算は、志願役または義務役、および公務員に就任する前に軍隊に入っていたのか、または公務員に就任した後に軍隊に入るとかによって異なってはいない。憲法第二十条により、国民は法律に基づき兵役義務に服する義務を有する。義務役と志願役との勤務年数は専攻知識によって異なるものの、勤務期間中に負うべき忠誠義務、またその勤務は志願役との差別がない。法律により軍人の有すべき勤務年数の計算に関する権利・利益が、その軍人役が志願役または義務役によって異なることは妥当ではない。軍人及びその家族優待条例第三二条第一項は、「予備役に服した者が公職に転任する場合、かつて軍隊に入っていた勤務年数と合わせて計算すべきである」と定めている。同条例第二条の定義から、その「予備役」には志願役または義務役の違いによって異なっていない。それは上述した趣旨に照らし憲法上の平等原則により設けた規定である。行政院（内閣）人事行政局（人事院）六三（1974）年五月一一日
(六三) 局肆字第〇九六四六号函

釈（通達）は、「休職して給与を受け取らないで、軍隊に服する方は軍隊から公職に転勤した後、規定により勤務業績を追完し、またその勤務年数を認める」と示している。それは、義務役が単に公務員に就任した後、軍隊に入った場合のみ、公務員の退職の勤務年数に入れられることにさせ、公務員に就任する前に勤務していた義務役の勤務年数は計算されない結果をもたらす。これは前述した趣旨に合致しない。この勤務年数の計算は公務員に勤める者の権利に重大な影響を及ぼすことになり、守られるべきである。「司法院大法官審理案件法」第一七条第二項により、関連のある機関に知らせ、本解釈が公布される日から一年間以内に、本解釈の趣旨に基づき、直ちに法律で規定するか、または行政院が考試院と共に上述した条例の第三二条第二項の授權により制定することが妥当であること。

本解釈は、翁岳生大法官による補充意見書がある。

